

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和8年3月2日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>3 <u>貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険を対象とする定型特約に係る取扱い（令和8年3月2日 26 - 制度 - 00008。以下「融資保険に係る定型特約取扱規程」という。）に規定する外貨建対応方式特約（以下「融資保険に係る外貨建対応方式特約」という。）</u>を付して保険契約を締結する場合は、上記1又は2で算出した基本保険料率に1.10を乗じて得た率を保険料率とする。</p>	<p>II 保険料率</p> <p>[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [2] において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下 [2] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>3 <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00060）</u>を付して保険契約を締結する場合は、上記1又は2で算出した基本保険料率に1.10を乗じて得た率を保険料率とする。</p>	
<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいい、<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に定めるリボルビング・クレジット・ファシリティ特約を付して保険契約を締結する場合にあっては平均RCF残高（<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に定めるものをいう。）に付保率を</p>	<p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 保険金額（貸付金約款にあつては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいい、<u>海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054。以下 [10] において「運用規程」という。）</u>に定めるリボルビング・クレジット・ファシリティ特約を付して保険契約を締結する場合にあっては平</p>	

<p>乗じて得た額をいう。(以下Ⅲ [3] 1 (2)及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d          信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とする。ただし、<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に規定するエスクロウ口座を不要とする場合にあつては上記(1)の係数とする。また、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) dは、次のとおりとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 本邦法人又は本邦人が、債務者 (SPC等は除く。) となる場合であつて、貸付金等又は借入金等が<u>海外事業資金貸付保険運用規程 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00054。以下 [10] において「運用規程」という。)</u> 第5条第9号ロに該当する事業に係るものであるときは、0.25とする。</p> <p>④ (略)</p>	<p>均RCF残高 (<u>運用規程</u>に定めるものをいう。) に付保率を乗じて得た額をいう。(以下Ⅲ [3] 1 (2)及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d          信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(2) 上記(1)の規定にかかわらず、<u>資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00014) (以下(2)において「取扱規程」という。)</u> に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付 1 から案件格付10までの係数とする。ただし、<u>取扱規程</u>に規定するエスクロウ口座を不要とする場合にあつては上記(1)の係数とする。また、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記(1)①の係数とする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) dは、次のとおりとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 本邦法人又は本邦人が、債務者 (SPC等は除く。) となる場合であつて、貸付金等又は借入金等が<u>運用規程</u>第5条第9号ロに該当する事業に係るものであるときは、0.25とする。</p> <p>④ (略)</p>	
<p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあつては、上記1で算出した基本保険料率 (次の(2)が適用される場合にあつては、(2)において計算された率) に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) <u>融資保険に係る外貨建対応方式特約</u>又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015) に規定する劣後ローン特約 (海外事業資金貸付) に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合 (貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨 (アメリカ</p>	<p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当する場合にあつては、上記1で算出した基本保険料率 (次の(2)が適用される場合にあつては、(2)において計算された率) に、次の(1)、(3)又は(4)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) <u>海外事業資金貸付 (貸付金債権等) 保険外貨建対応方式特約書 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00063) 、海外事業資金貸付 (保証債務) 保険外貨建対応方式特約書 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00064) 又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015) に</u></p>	

<p>合衆国ドル又はユーロを除く。)で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合及び上記1(8)に該当する場合は除く。)の割増係数は1.10とする。</p>	<p>規定する劣後ローン特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合(貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨(アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。)で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合及び上記1(8)に該当する場合は除く。)の割増係数は1.10とする。</p>	
<p><b>[11] スワップ取引保険約款に係る保険料率</b>                  2 関連貸付保険契約が海外事業資金貸付保険(以下2において「海外事業資金貸付保険」という。)の場合                  (1) 保険金額当たりの基本保険料率は[10]1に定める式を準用して算出する。以下、2において[10]に定める規定を準用する場合、同規定中「債務者」とあるのは「スワップ取引の相手方」をいうものとする。                  ① (略)                  ② ①にかかわらず、<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数a及びbは、[10]1(2)で定める表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて同表の案件格付1から案件格付10までの係数とする。ただし、<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に規定するエスクロウ口座を不要とする場合にあつては上記①の係数とする。また、国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記①のとおりとする。                  ③～⑤ (略)                  (4) <u>融資保険に係る外貨建対応方式特約</u>を付して保険契約を締結する場合(スワップ取引が別表第6(2)に掲げる外貨(アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。)で行われる場合に限るものとし、上記(1)⑤において0.25が適用される場合は除く。)は、割増係数を1.10とし、上記(1)又は(2)で算出した基本保険料率に乗じて得た率を保険料率とする。</p>	<p><b>[11] スワップ取引保険約款に係る保険料率</b>                  2 関連貸付保険契約が海外事業資金貸付保険(以下2において「海外事業資金貸付保険」という。)の場合                  (1) 保険金額当たりの基本保険料率は[10]1に定める式を準用して算出する。以下、2において[10]に定める規定を準用する場合、同規定中「債務者」とあるのは「スワップ取引の相手方」をいうものとする。                  ① (略)                  ② ①にかかわらず、<u>資源エネルギー案件に係る海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について(平成29年4月1日17-制度-00014)(以下②において「取扱規程」という。)</u>に規定する資源エネルギー総合保険特約を付して保険契約を締結する場合の係数a及びbは、[10]1(2)で定める表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて同表の案件格付1から案件格付10までの係数とする。ただし、<u>取扱規程</u>に規定するエスクロウ口座を不要とする場合にあつては上記①の係数とする。また、国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場合の係数a及びbは上記①のとおりとする。                  ③～⑤ (略)                  (4) <u>スワップ取引保険外貨建対応方式特約書(令和6年2月28日24-制度-00010)</u>を付して保険契約を締結する場合(スワップ取引が別表第6(2)に掲げる外貨(アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。)で行われる場合に限るものとし、上記(1)⑤において0.25が適用される場合は除く。)は、割増係数を1.10とし、上記(1)又は(2)で算出した基本保険料率に乗じて得た率を保険料率とする。</p>	

<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] 保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い</p> <p>保険料の額及び返還保険料の額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に規定する米ドル建保険特約（以下「米ドル建保険特約」という。）を付して保険契約を締結する場合又は保険契約について特約の締結がなされている場合にあっては、当該規程又は特約に定める算定方法による。</p>	<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] 保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い</p> <p>保険料の額及び返還保険料の額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、<u>外貨建ての保険契約に係る貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険及びスワップ取引保険の取扱について（平成29年9月8日 17-制度-00184。以下「外貨建保険特約規程」という。）</u>に規定する米ドル建保険特約（以下「米ドル建保険特約」という。）を付して保険契約を締結する場合又は保険契約について特約の締結がなされている場合にあっては、当該規程又は特約に定める算定方法による。</p>	
<p>[3] 徴収保険料</p> <p>上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。</p> <p>1 米ドル建保険特約を付す保険契約</p> <p>(1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00002）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00003）に係る保険契約にあっては、保険価額に上記Ⅱ[2]4又は5に規定する保険料率及び<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ[2]4(5)に基づきⅡ[10]1、2及び3の規定が適用される場合は、以下(2)に準じるものとする。</p> <p>(2) 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00011）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00012）に係る保険契約にあっては、保険金額に上記Ⅱ[10]1(1)又は(2)に規定する保険料率及び<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ[10]4に基づきⅡ[2]4の規定が適用される場合は、上記(1)に準じるものとする。</p> <p>(3) スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24-制度-00003）に係る保険契約にあっては、次のとおりとする。</p> <p>① 関連貸付保険契約が貿易代金貸付保険である場合は、保険価額に上記Ⅱ[11]1に規定する保険料率及び<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に定める換算率を乗じて得た額とする。ただ</p>	<p>[3] 徴収保険料</p> <p>上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収する。</p> <p>1 米ドル建保険特約を付す保険契約</p> <p>(1) 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00002）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00003）に係る保険契約にあっては、保険価額に上記Ⅱ[2]4又は5に規定する保険料率及び<u>外貨建保険特約規程</u>に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ[2]4(5)に基づきⅡ[10]1、2及び3の規定が適用される場合は、以下(2)に準じるものとする。</p> <p>(2) 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00011）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00012）に係る保険契約にあっては、保険金額に上記Ⅱ[10]1(1)又は(2)に規定する保険料率及び<u>外貨建保険特約規程</u>に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ[10]4に基づきⅡ[2]4の規定が適用される場合は、上記(1)に準じるものとする。</p> <p>(3) スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24-制度-00003）に係る保険契約にあっては、次のとおりとする。</p> <p>① 関連貸付保険契約が貿易代金貸付保険である場合は、保険価額に上記Ⅱ[11]1に規定する保険料率及び<u>外貨建保険特約規程</u>に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ[11]1</p>	

<p>し、Ⅱ [11] 1 (6)に基づきⅡ [11] 2の規定が適用される場合は、以下②に準じるものとする。</p> <p>② 関連貸付保険契約が海外事業資金貸付保険である場合は、保険金額に上記Ⅱ [11] 2に規定する保険料率及び<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ [11] 2 (5)に基づきⅡ [11] 1の規定が適用される場合は、上記①に準じるものとする。</p>	<p>(6)に基づきⅡ [11] 2の規定が適用される場合は、以下②に準じるものとする。</p> <p>② 関連貸付保険契約が海外事業資金貸付保険である場合は、保険金額に上記Ⅱ [11] 2に規定する保険料率及び<u>外貨建保険特約規程</u>に定める換算率を乗じて得た額とする。ただし、Ⅱ [11] 2 (5)に基づきⅡ [11] 1の規定が適用される場合は、上記①に準じるものとする。</p>	
<p><b>[4] 返還保険料</b></p> <p>保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合（日本貿易保険が認めた場合を除く。）又は3若しくは4に規定する額は返還しない。</p> <p>1 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約を除く。）、貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険、スワップ取引保険及び信用状確認保険にあっては、返還すべき保険料の額が100,000円未満（米ドル建保険特約を付して締結した保険契約について米ドル建てで保険料を徴収した場合にあっては、<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に定める額未満）の場合</p>	<p><b>[4] 返還保険料</b></p> <p>保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還する。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合（日本貿易保険が認めた場合を除く。）又は3若しくは4に規定する額は返還しない。</p> <p>1 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約を除く。）、貿易代金貸付保険、海外事業資金貸付保険、スワップ取引保険及び信用状確認保険にあっては、返還すべき保険料の額が100,000円未満（米ドル建保険特約を付して締結した保険契約について米ドル建てで保険料を徴収した場合にあっては、<u>外貨建保険特約規程</u>に定める額未満）の場合</p>	
<p><b>[7] 貿易保険の引受けに関連する手数料の徴収</b></p> <p>1 手数料に係る取扱い</p> <p>(2) 日本貿易保険は、<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>で定めるリボルビング・クレジット・ファシリティ特約を付して海外事業資金貸付保険契約を締結する場合にあっては、手数料の支払を求めることができる。当該手数料の額は、<u>融資保険に係る定型特約取扱規程</u>に従い、当該保険契約において適用される保険料率を基礎として算出するものとする。</p>	<p><b>[7] 貿易保険の引受けに関連する手数料の徴収</b></p> <p>1 手数料に係る取扱い</p> <p>(2) 日本貿易保険は、<u>海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年4月1日 17-制度-00054。以下[7]において「運用規程」という。）</u>で定めるリボルビング・クレジット・ファシリティ特約を付して海外事業資金貸付保険契約を締結する場合にあっては、手数料の支払を求めることができる。当該手数料の額は、<u>運用規程</u>に従い、当該保険契約において適用される保険料率を基礎として算出するものとする。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和8年4月1日から実施する。</u></p>		

別表第6	別表第6	
<p>次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 対象となる特約書</p> <p>① 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059）（ただし、2年以上案件に限る。）</p> <p>② <u>融資保険に係る外貨建対応方式特約</u></p> <p>③ <u>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約</u></p>	<p>次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 対象となる特約書</p> <p>① 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059）（ただし、2年以上案件に限る。）</p> <p>② <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00060）（ただし、2年以上案件に限る。）</u></p> <p>③ <u>貿易代金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00061）（ただし、2年以上案件に限る。）</u></p> <p>④ <u>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00063）</u></p> <p>⑤ <u>海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00064）</u></p> <p>⑥ <u>劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00015）に規定する劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約</u></p> <p>⑦ <u>スワップ取引保険外貨建対応方式特約書（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00010）</u></p>	